

Lアラート 連携システムの接続に関する細則

(連携システム)

第1条 サービス利用者等が、Lアラートへの情報発信及びLアラートからの情報受信を目的として使用するシステムを「Lアラート連携システム」と称する（以下「連携システム」という。）。

2 連携システムの形態は次の各号のいずれかとする。

- (1) サービス利用者等が連携システムを所有し、運用する。
- (2) サービス利用者等が連携システムを所有し、外部の事業者による運用を委託する。
- (3) サービス利用者等は連携システムを所有せず、外部の事業者の提供によるサービスを利用する。

3 Lアラートとの連携における連携システムの運用責任は、その形態によらずサービス利用者等にあるものとする。

(連携システムの仕様)

第2条 連携システムの仕様は、各サービス利用者等が、各々の要件により定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる仕様に関しては、総務省が定める仕様又はLアラートで採用される標準技術の仕様に準ずるものとする。

- (1) 本番環境との接続（発信及び受信）に関する仕様
- (2) 本番環境への発信データのフォーマットに関する仕様
- (3) 本番環境からの受信データのフォーマットに関する仕様
- (4) 本番環境との接続におけるセキュリティに関する仕様

(接続ネットワーク及びプロトコル)

第3条 連携システムが本番環境との接続に利用するネットワークは、インターネット又はコモンズVPNから、連携システムを本番環境に接続させようとするサービス利用者等（以下「接続者」という。）が任意に選択するものとする。

2 コモンズVPNによる接続を行う場合、総務省は、接続者に対して接続用IPアドレスを貸与するものとし、その個数は必要最小数とする。

3 連携システムと本番環境との間の接続プロトコルは、SOAPとする。

(接続の申請)

第4条 接続者は、総務省の定める手続により申請するものとする。

2 連携システムは、実業務での使用を前提としたものでなければならない。

- 3 接続者は、接続開始を希望する日の 30 日前までに総務省に対してその旨を申請しなければならない。
- 4 接続者は、前項の規定による申請の後、申請内容に変更が生じた場合、速やかに総務省に修正を申告しなければならない。
- 5 接続者は、連携システムに関わる情報について、総務省から要求を受けた場合、これを開示しなければならない。

(試験環境を利用した試験)

第 5 条 接続者は、連携システムの開発に当たり、試験環境の利用を希望する場合、試験環境の利用申請書により申請を行うことができる。

- 2 試験環境は、複数のサービス利用者等に対して共用で提供されるものであり、サービス利用者等は他のサービス利用者等に影響を与えないように利用するものとする。
- 3 保守等のため総務省が排他的に利用する必要がある場合には、サービス利用者等による利用を制限する。この場合において、サービス利用者等は、同省が提供できる範囲に限って、試験環境を利用するものとする。
- 4 試験環境での試験の実施に当たっては、総務省が提供するサンプルプログラムによる試験を完了し、エラーが発生しない状態になっていることを条件とする。

(適合性検査)

第 6 条 情報を発信する接続者は、連携システムを本番環境に接続するに当たって、試験環境を使用して総務省が実施する適合性検査（以下「検査」という。）に合格しなければならない。

- 2 情報発信者に対する検査は、実運用に合わせた形で実施するものとし、情報発信者は、同省から提示された検査シナリオのひな形を実際の利用環境に適合したものに修正した上、同省に提出するものとする。
- 3 検査は、前条第 4 項に定めるサンプルプログラムによる試験が完了しているものを対象とする。
- 4 情報を発信する接続者は、検査において不具合が指摘された場合、その不具合の改善を行わなければならない。
- 5 総務省は、検査において適合性が確認された場合、情報を発信する接続者に対して、その旨を通知するものとする。
- 6 情報を発信する接続者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、連携システムを本番環境に接続することはできない。
- 7 検査は、当該連携システムの完全性を保証するものではなく、情報を発信する接続者は、運用開始後においても不具合が認められた場合、速やかにそれを改善しなければならない。

(本番環境への接続の許諾)

第7条 総務省は、連携システムの接続申請を受領した後、申請内容を確認し、当該連携システムの接続の可否を接続者に回答する。

- 2 総務省は、次の各号に掲げる要件を満たす申請に対してのみ、接続を許諾する。
 - (1) 接続申請の内容が妥当であること。
 - (2) 連携システムの性能及び動作が接続者によって十分に確認されていること。
 - (3) 情報発信者においては、前条の適合性検査に合格していること。
 - (4) 連携システムの接続により本番環境の動作に不具合を生じさせるおそれがないこと。
- 3 接続を許諾する場合、総務省は、接続者に対して、接続に必要な情報を通知する。なお、本番環境への接続設定等に関わる情報は秘密情報であり、接続者は、当該情報の漏洩等のないようこれを管理する義務を負う。
- 4 総務省は、許諾した接続申請について、全てのサービス利用者等に周知する。

(本番環境への接続)

第8条 連携システムを本番環境に接続するに際して、接続者は、総務省から指示された接続の手順及び方法に従うものとする。

- 2 接続者は、本番環境への接続日時を総務省と協議をした上で決めるものとする。
- 3 総務省は、本番環境の接続許可後に不具合が発生した場合、是正されるまでの間、接続者に対し、本番環境への接続の中止を求めることができるものとする。

(試行運用期間)

第9条 接続者は、連携システムと本番環境との接続開始から連携システムの実業務での使用を開始するまでの期間を試行運用期間とし、最終確認を行うことができるものとする。

- 2 接続者が情報発信者である場合、接続者が試行運用期間に行う情報発信はテストモード又は訓練モードで行うものとし、実運用に向けて十分な確認及び習熟を図るものとする。

(運用の開始)

第10条 情報発信者は、運用開始日について総務省と協議した後、運用開始通知書を同省に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 接続者は、総務省が提供するサービス提供ツール及びマスタ管理システムを利用する場合、サービス規約を遵守するとともに同省の指示に従い、適切に利用しなければならない。

らない。

- 2 接続者は、連携システムを本番環境に接続することによって、本番環境がコンピュータウィルス、不正アクセス、サービス妨害等の脅威にさらされることのないよう、連携システムに対して十分なコンピュータセキュリティ対策等を施さなければならない。
- 3 接続者は、連携システムを本番環境に接続することによって、Lアラートサービスの運営に何らの支障も与えてはならず、適切なシステム処理と正確なデータの送受信が行われることを保証するものとする。
- 4 接続者は、不具合の修正のため、エラーログ等の収集機能と分析体制を整備しなければならない。
- 5 接続者は、本番環境に対する不要な負荷を発生させない設計をし、同一の情報については、1回の動作で取得しなければならない。

(報告義務)

第12条 接続者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、総務省に報告しなければならない。

- (1) 本番環境との接続に関わる改修を実施するとき。
- (2) 本番環境との接続に関わる不具合が発生したとき及び当該不具合が解消したとき。
- (3) 接続を開始した連携システムが24時間以上にわたって接続を停止するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 接続を停止又は廃止するとき。この場合において、接続者は、その15日前までに、総務省に対し、停止又は廃止の期日（停止の場合は再開の期日を含む。）を報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、15日前までに報告することが困難な場合は、当該事情が消滅した後可及的速やかに報告するものとする。

(接続の廃止)

第13条 接続者は、コモンズVPNによる接続の廃止をしようとするとき、総務省から貸与されたIPアドレスを速やかに返却しなければならない。

(接続者の責任範囲)

第14条 連携システムの接続における接続者の責任範囲を次のとおり定める。

- (1) 連携システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等、システム全体の構成及び仕様
- (2) 連携システムのハードウェア及びソフトウェアの維持管理
- (3) 連携システムの処理内容及び動作性能
- (4) 連携システムがコモンズVPN又はインターネットに接続するための通信回線

及びネットワーク機器

(5) 連携システムがコモンズVPN又はインターネット以外のネットワークにより接続する場合は、連携システムが当該ネットワークに接続するための通信回線全体及び全てのネットワーク機器

2 接続者は、Lアラートの改修やバグ修正等の機能的な変更に関わる情報を知った場合又は総務省から当該情報を示された場合、必要に応じてシステムの改修等の対応を実施しなければならない。

(接続者の費用負担)

第15条 前条に規定する責任範囲において発生するシステム改修、通信回線の敷設、運用等の費用は接続者が負担するものとする。

(禁止事項)

第16条 連携システムを本番環境に接続するに当たって、次の各号に掲げる事項を禁止するものとし、総務省は、これらに該当する事実が判明した場合、当該接続を切断するとともに、その接続者に対してLアラートサービスの利用停止等の措置をとることができる。

- (1) 総務省管理者の許諾なく連携システムを本番環境に接続すること。
- (2) 申請内容と相違する状態で連携システムを本番環境に接続すること。
- (3) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は伝送すること。

(免責)

第17条 連携システムの本番環境への接続により、本番環境、他のサービス利用者等及び総務省に損害が生じた場合、その責任は接続者が負うものとし、同省はいかなる責任も負わない。

2 試行運用期間中の発信情報を地域住民に伝達することにより問題が生じた場合、その責任は当該問題を生じせしめたサービス利用者等が負うものとし、総務省はいかなる責任も負わない。

3 連携システムは、接続者がLアラートの技術仕様その他の関連技術仕様について充分に確認及び理解した上で使用されるものであり、接続者による仕様の確認不足又は理解不足に起因する問題については、総務省は関知しない。

附 則

この細則は、令和8年12月1日から施行する。